

# 平成24年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成24年4月19日



平成24年第2回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年4月19日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 承認第1号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第4 承認第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第5 承認第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第6 承認第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第7 承認第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第8 承認第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第9 承認第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第29号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第30号 平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・付属棟建築工事）請負契約（提案理由～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 樺山正二君                      事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	益岡稔君	農委事務局長	仲武美君
教育委員長	豊幸一郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	平山浩司君		
総務課長補佐	田島輝久君		
議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）			
稲田大輝君・稲泉喜博君・喜村直喜君			

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永岡良一君、清水喜玖男君、予備署名議員として伊藤一弘君、杉並廣規君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

本臨時会は、会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

- △ 日程第3 承認第1号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認
- △ 日程第4 承認第2号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
- △ 日程第5 承認第3号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
- △ 日程第6 承認第4号 平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認
- △ 日程第7 承認第5号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第8 承認第6号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
- △ 日程第9 承認第7号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから、承認第1号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認から、承認第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてまでの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。平成24年第2回伊仙町議会臨時会に提案いたしました承認第1号から承認第7号の7件について提案理由の説明をいたします。

承認第1号から承認第7号までは、平成23年度の伊仙町一般会計補正予算（第8号）、伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）、伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）、伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）、伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を、地方自治法179条第1項の規定により平成24年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

以上、承認第1号から承認第7号までの7件の提案理由を説明いたしました。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

補足説明をいたします。

承認第1号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、補足説明をいたします。

平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額52億3,499万5,000円に歳入歳出それぞれ792万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を52億2,707万3,000円とするものでございます。

歳入の説明いたします。8ページをお願いいたします。

総括歳入。1款、町税、補正前の額2億7,585万5,000円に720万9,000円を増額補正し、2億8,306万4,000円とするものでございます。これにつきまして主な理由といたしましては、たばこ税の現年課税分の徴収増によるものであります。

2款地方譲与税7,912万9,000円に対しまして、256万7,000円を増額補正をいたしまして、8,169万6,000円とするものでございます。これは地方揮発油譲与税の増額による主なものでございます。

3款利子割交付金68万7,000円に3万5,000円を減額補正をし、65万2,000円とするものでございます。

4款配当割交付金10万5,000円に31万を増額補正し、41万5,000円とするものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金1,000円に6万4,000円を増額補正し、6万5,000円とするものでござ

います。

7款自動車取得税交付金1,129万6,000円に対しまして、120万5,000円を減額補正をし、1,009万1,000円とするものがございます。

9款地方交付税29億3,646万1,000円に対しまして、2,050万7,000円を増額補正し、29億5,696万8,000円とするものがございます。主な理由といたしましては、普通交付税の増額によるものがございます。

10款交通安全対策特別交付金180万円に対しまして、11万8,000円を減額補正をし、168万2,000円とするものがございます。

11款分担金及び負担金6,552万8,000円に対しまして、570万4,000円を減額補正をし、5,982万4,000円とするものがございます。

12款使用料及び手数料4,412万1,000円に対しまして、81万3,000円を増額補正をし、4,493万4,000円とするものがございます。

13款国庫支出金6億8,539万7,000円に対しまして、1,016万9,000円を減額補正をし、6億7,522万8,000円とするものがございます。これは主な理由といたしましては、私立保育所等の児童措置費の減でございます。

14款県支出金3億7,235万7,000円に1,953万8,000円を減額補正をし、3億5,281万9,000円とするものがございます。

15款財産収入719万8,000円に対しまして、96万4,000円を増額補正をし、816万2,000円とするものがございます。主な理由につきましては、教員宿舎等の貸付収入の増額によるものがございます。

16款寄附金387万円に対しまして、128万円を増額補正をし、515万円とするものがございます。主な理由につきましては、きばらでえ伊仙応援寄附金でございます。

17款繰入金338万円に対しまして、80万3,000円を減額補正をし、257万7,000円とするものがございます。

19款諸収入7,267万9,000円に対しまして、266万4,000円を減額補正をし、7,001万5,000円とするものがございます。主な理由といたしましては、畜産基盤再編総合整備事業の個人負担分の減額によるものがございます。

20款町債5億2,164万2,000円に対しまして、140万の減額補正をし、5億2,024万2,000円とするものがございます。

以上、歳入合計52億3,499万5,000円に792万2,000円を減額補正をし、52億2,707万3,000円とするものがございます。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費1項議会費1目議会費、補正前の額1億789万円に対しまして、82万5,000円の減額補正し、1億706万5,000円とするものがございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億5,615万円に対しまして、4,315万4,000円を増額補正し、3億9,930万4,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、25節積立金、ここに5,000万円を財政調整基金積立金として計上してございます。これは余剰金による積立金となります。

2項財産管理費1,219万3,000円に対しまして、131万2,000円の減額補正をし、1,088万1,000円とするものでございます。

3目交通安全対策費493万4,000円に81万7,000円を減額補正をし、411万7,000円とするものでございます。

4目電算システム費2,487万3,000円に80万5,000円を減額補正をし、2,406万8,000円とするものでございます。

5目きばらでい伊仙応援基金事業費398万9,000円に175万1,000円を増額補正をし、574万円とするものでございます。主なものといたしましては、積立金でございます。きばらでい伊仙応援基金積立金が182万1,000円として計上してございます。

6目男女参画事業費、補正前の額42万8,000円に対しまして、24万2,000円を減額補正をし、18万6,000円とするものでございます。

7目会計管理費2,301万7,000円に対しまして、69万2,000円を減額補正をし、2,232万5,000円とするものでございます。

8目文書広報費103万9,000円に21万5,000円を減額補正をし、82万4,000円とするものでございます。

9目企画費7,818万4,000円に197万9,000円を減額補正をし、7,620万5,000円とするものでございます。

10目徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費5,881万8,000円に27万5,000円を減額補正をし、5,854万3,000円とするものでございます。

12目緊急雇用創出事業費790万円に対しまして、199万6,000円を減額補正をし、590万4,000円とするものでございます。

13目重点分野雇用創造事業費（外来種撲滅）、補正前の額1,350万円に対しまして、122万5,000円を減額補正をし、1,227万5,000円とするものでございます。

14目重点分野雇用創造事業費（不法投棄撲滅）、補正前の額846万円に対しまして、58万7,000円を減額補正をし、787万3,000円とするものでございます。

15目重点分野雇用創造事業費（健康増進事業）、補正前の額564万円に対しまして0、これは財源組み替えでございます。これにつきましては、国庫事業費を10万7,000円減として、一般財源に振りかえをしてるものでございます。

16目重点分野雇用創出事業費（町立幼稚園預かり保育事業）、補正前の額120万1,000円に対しまして補正0で、これも財源振りかえでございます。これにつきましても国庫事業費を6,000円減とし



て、一般財源に6,000円計上してございます。

17目放課後わくわくクラブ推進事業費、補正前の額246万6,000円に対しまして、28万8,000円の減額補正をし、217万8,000円とするものでございます。

18目キュラシマ出会い支援事業費919万5,000円に対しまして、400万円を減額補正をし、519万5,000円とするものでございます。これにつきましては、旅費と費用弁償の希望者の減という形になります。減額をしてございます。

款2、総務費、項2、徴税費、1款1目税務総務費4,827万4,000円に161万6,000円を減額補正をし、4,665万8,000円とするものでございます。

2目賦課徴収費530万8,000円に78万円を減額補正をし、452万8,000円とするものでございます。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費4,778万5,000円に58万2,000円を減額補正をし、4,720万3,000円とするものでございます。

4項選挙費1目選挙管理費897万5,000円に16万9,000円を減額補正をし、880万6,000円とするものでございます。

5項統計調査費1目統計調査総務費408万6,000円に4万円を減額補正をし、404万6,000円とするものでございます。

7目土地利用対策費、補正前の額2万1,000円に1万4,000円の減額補正をし、7,000円とするものでございます。

6項監査委員費1目監査委員費234万3,000円に33万8,000円を減額補正をし、200万5,000円とするものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費3億5,396万5,000円に4,239万2,000円を増額補正し、3億9,635万7,000円とするものでございます。これにつきましては、28節の繰出金、主に国民健康保険特別会計繰出金、これは赤字補てん分として計上してございます。

2目社会福祉施設費171万に対しまして、5万2,000円の減額補正をし、165万8,000円とするものでございます。

3目老人福祉費9,153万に対しまして、35万3,000円の減額補正をし、9,117万7,000円とするものでございます。

4目後期高齢者医療費1億2,996万7,000円に対しまして、376万4,000円の減額補正をし、1億2,620万3,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、28節の繰出金、後期高齢者医療広域連合療養給付費等の拠出金でございます。これは連合会拠出金の減額として計上してございます。

5目国民年金事務費715万9,000円に対しまして、23万4,000円の減額補正をし、692万5,000円とするものでございます。

6目障害者福祉費1億1,903万9,000円に対しまして、188万1,000円を増額補正をし、1億2,092万円とするものでございます。主な理由といたしましては、20節の扶助費、地域生活支援事業費の

補助金、人工透析患者に対する補助でございます。これは2月分の補助となります。

7目福祉援護費41万5,000円に12万9,000円減額補正し、28万6,000円とするものでございます。

8目重心医療費1,900万円に対しまして、85万5,000円を減額補正をし、1,814万5,000円とするものでございます。

9目地域包括支援センター運営費2,070万5,000円に対しまして、82万3,000円の減額補正をいたしまして、1,988万2,000円とするものでございます。

11目伊仙町要援護者マップ整備事業費500万円に対しまして4万4,000円の減額補正をし、495万6,000円とするものでございます。

12目地域支え合い推進事業費198万6,000円に対しまして、37万2,000円の減額補正をし、161万4,000円とするものでございます。同じく項2、児童福祉費、1目、児童福祉総務費1億5,256万円に対しまして、26万5,000円の減額補正をし、1億5,229万5,000円とするものでございます。

2目へき地保育所費2,832万9,000円に対しまして、274万円を減額補正をし、2,558万9,000円とするものでございます。

3目私立保育所費2億169万2,000円に対しまして、1,035万2,000円を減額補正をし、1億9,134万円とするものでございます。主に中身といたしましては、各保育所の入所数の減でございます。

4目子育て支援事業費1,252万6,000円に対しまして、22万円を減額補正し、1,230万6,000円とするものでございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目衛生総務費、補正前の額3,581万1,000円に対しまして、40万1,000円を減額補正をし、3,541万円とするものでございます。

2目環境衛生費2,377万1,000円に対しまして、301万6,000円を減額補正をし、2,075万5,000円とするものでございます。

3目清掃費2億1,334万2,000円に対しまして2万円を減額をし、2億1,332万2,000円とするものでございます。

4目美しいむらづくり総合整備事業費295万5,000円に対しまして、34万2,000円の減額補正し、261万3,000円とするものでございます。

同じく衛生費、項1、保健衛生費、5目地域グリーンニューディール基金事業費、補正前の額1,391万5,000円に対しまして、44万1,000円を減額補正をし、1,347万4,000円とするものでございます。

6目予防費2,175万円に対して、672万5,000円の減額補正をし、1,502万2,000円とするものでございます。

7目保健センター運営費3,239万1,000円に114万4,000円を減額補正をし、3,124万9,000円とするものでございます。

8目健康増進事業費2,151万2,000円に63万円を減額補正をし、2,088万2,000円とするものでございます。

9目すくすく親子推進事業費1,015万2,000円に101万9,000円を減額補正をし、913万3,000円とす

るものでございます。

12目妊婦出前支援事業費181万円に対しまして、5万3,000円の減額補正をし、175万7,000円とするものでございます。

13目地域自殺対策緊急強化事業費87万円に対しまして、4万2,000円の減額補正をし、82万8,000円とするものでございます。

続きまして、5款農林水産事業費1項農業費1目農業委員会費2,121万3,000円に51万7,000円を減額補正をし、2,069万6,000円とするものでございます。

4目農業総務費9,269万7,000円に143万6,000円を減額補正をし、9,126万1,000円とするものでございます。

6目糖業振興費1,585万5,000円に319万3,000円を減額補正をし、1,266万2,000円とするものでございます。

12目畜産振興費2,586万4,000円に254万9,000円を減額補正をし、2,331万5,000円とするものでございます。

13目生活改善センター運営費116万2,000円に8万円を減額補正をし、108万2,000円とするものでございます。

14目農業生産向上対策事業費15万円に4万円を減額補正をし、11万円とするものでございます。

続きまして、2項農地費、農地総務費1億776万4,000円に268万3,000円を減額補正をし、1億508万1,000円とするものでございます。

2目担い手育成畑地帯総合整備事業費、補正前の額1億2,424万2,000円に478万7,000円を減額補正をし、1億1,945万4,000円とするものでございます。

6目ダム管理費393万2,000円に38万6,000円を減額補正をし、354万6,000円とするものでございます。

7目徳之島用地農業水利事業行政需用費、補正前の額30万3,000円に補正額0、これにつきましても財源組み替えでございます。

8目徳之島用水農業水利事業受益面積調査委託事業費106万8,000円に補正額0で、これにつきましても財源組み替えでございます。

10目地籍調査事業費、補正前の額2,737万1,000円に17万3,000円を減額補正をし、2,719万8,000円とするものでございます。

3項林業費1目林業振興費248万3,000円に68万円を減額補正をし、180万3,000円とするものでございます。

6款商工費1項商工費1目商工振興費281万6,000円に2万3,000円を減額補正をし、279万3,000円とするものでございます。

2目観光費、補正前の額646万8,000円に91万4,000円減額補正をし、555万4,000円とするものでございます。

4目消費者行政推進費、補正前の額332万円に120万6,000円を減額補正をし、211万4,000円とするものでございます。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費5,109万6,000円に50万7,000円を減額補正をし、5,058万9,000円とするものでございます。

2項道路橋梁費、3、道路維持費4,721万円に6万円を減額補正をし、4,715万円とするものでございます。

4目地域活力基盤創造交付金事業費1億4,075万7,000円に27万7,000円を減額補正をし、1億4,048万円とするものでございます。

5目効果促進事業費、補正前の額1億9,832万1,000円に0円の補正額、これにつきましても財源組み替えでございます。

3項港湾費1目港湾管理費321万2,000円に18万5,000円を減額補正をし、302万7,000円とするものでございます。

同じく、4項住宅費1目住宅管理費、補正前の額2,947万2,000円に298万を減額補正をし、2,649万2,000円とするものでございます。

2目住宅建設費1億8,245万4,000円に15万4,000円の減額補正をし、1億8,230万円とするものでございます。

5項公園費1目都市公園等統括事業費1億6,304万7,000円に16万7,000円を減額補正をし、1億6,288万円とするものでございます。

8款消防費8項消防費2目非常勤消防費1,105万6,000円に162万円を減額補正をし、943万6,000円とするものでございます。

3目防災まちづくり事業費336万7,000円に13万4,000円を減額補正をし、323万3,000円とするものでございます。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会総務費231万5,000円に5万7,000円を減額をし、225万8,000円とするものでございます。

2目事務局費5,440万9,000円に197万円を減額補正をし、5,243万9,000円とするものでございます。

3目外国人青年招致事業費413万5,000円に15万8,000円を減額補正をし、398万円とするものでございます。

2項小学校費9目学校管理費3,970万5,000円に241万5,000円を減額補正をし、3,729万円とするものでございます。

10目教育振興費340万円に14万5,000円を減額補正をし、325万5,000円とするものでございます。

11目学校建築費251万1,000円に9万円を減額補正をし、241万1,000円とするものでございます。

3項中学校費4目学校管理費3,033万円に191万9,000円を減額補正をし、2,841万1,000円とするものでございます。

5目教育振興費586万9,000円に29万円を減額補正をし、557万9,000円とするものでございます。

7 目中学校武道等地域連携推進事業費542万9,000円に補正額0、これも財源組み替えでございます。

同じく、4 項幼稚園費 4 目幼稚園管理費、補正前の額3,901万円に対しまして、補正額392万1,000円を減額補正をし、3,508万9,000円とするものでございます。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費4,967万8,000円に36万8,000円を減額補正をし、4,931万円とするものでございます。

2 目公民館費1,756万5,000円に17万8,000円を減額補正をし、1,738万7,000円とするものでございます。

4 目図書室運営費519万9,000円に84万7,000円を減額補正をし、435万2,000円とするものでございます。

5 目歴史民俗資料館費235万1,000円に38万7,000円を減額補正をし、196万4,000円とするものでございます。

6 目社会体育費1,663万6,000円に6万2,000円の減額補正をし、1,657万4,000円とするものでございます。

7 目生涯学習振興費50万円に5万8,000円の減額補正をし、44万2,000円とするものでございます。

8 目伊仙親子チャレンジ教室運営費5万2,000円に2万円の減額をし、3万2,000円とするものでございます。

9 目義名山公園管理費438万円に23万4,000円の減額補正をし、414万6,000円とするものでございます。

12 目地域伝統文化総合活性化事業費766万円に5万円を減額補正をし、761万円とするものでございます。

6 項保健体育費 1 目保健体育総務費419万2,000円に66万8,000円を減額補正をし、352万4,000円とするものでございます。

2 目給食センター運営費5,416万8,000円に236万1,000円を減額補正をし、5,18万7,000円とするものでございます。

3 目パン工場運営費864万7,000円に26万4,000円の減額補正をし、838万3,000円とするものでございます。

10 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農林水産施設災害査定費64万6,000円に39万8,000円を減額補正をし、24万8,000円とするものでございます。

2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設費災害査定費、補正前の額51万6,000円に対しまして、46万円を減額補正をし、5万6,000円とするものでございます。

3 目港湾災害査定費、補正前の額28万6,000円に対しまして、17万4,000円を減額補正をし、11万2,000円とするものでございます。

11 款公債費 1 項公債費 2 目利子 1 億4,200万4,000円に対しまして、198万3,000円を減額補正をし、

1億4,002万1,000円とするものでございます。

以上、歳出総額52億3,499万5,000円に792万2,000円の減額補正をし、52億2,707万3,000円とするものでございます。

以上、地方自治法179条第1項の規定により専決処分の補足説明をいたしました。ご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、承認第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額12億5,965万5,000円に歳入歳出それぞれ4,157万9,000円、率に申し上げますと3.3%の減額であります、を減額し、歳入歳出予算の総額12億1,807万6,000円とするものでございます。

次のページ、1ページ、歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税、既定の予算から32.9%の減額、4,959万1,000円を減するものとして、9,953万1,000円とするものでございます。

2款分担金及び負担金、1項、8万円を減額するものでございます。

4款国庫支出金、既定の予算に7,355万9,000円を増額補正し、5億3,933万2,000円とするものでございます。これについては国庫負担金の18.5%増の4,866万7,000円、2項の国民健康保険助成費として、12.3%増額の2,483万5,000円とするものでございます。主な項目について申し上げます。

5款県支出金、既定の予算に1,367万8,000円を減額し、6,640万7,000円とするものでございます。主なものについては2項の県補助金22.3%減の1,618万2,000円を5,646万4,000円とするものでございます。これは県調整交付金でございます。

6款療養給付費、250万7,000円を既定の予算に増額し、4,240万6,000円とするものでございます。給付費の交付金の増額によるものでございます。

7款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金、既定の予算71%減の1億5,756万6,000円減額し、6,422万1,000円とするものでございます。これは3月の定例議会の中でも申し上げたとおり、過年度調整に伴う減額分でありまして、2年前にさかのぼっての調整の分でございます。大きな減額となっております。

8款共同事業交付金1項共同事業交付金、5,897万7,000円を増額補正し、2億1,412万2,000円とするものでございます。これについては高額医療費共同の分が12.2%の増、保険財政安定化事業24%の増に伴うものでございます。

それでは、歳出の13ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、これは18.6%の減であります。実績に伴うものでありまして、主な大きな変化があったのは、13委託料の電算事務の委託料の23.3%の減が大きなもの

であります。

2項、徴税費1目賦課徴収費、既定の予算から45.2%減、32万6,000円を減じて、39万5,000円とするものでございます。大きなものについては、印刷製本費の当初から12万9,000円あったのが、全額減額したということであります。

通信運搬費26.7%減の14万4,000円ということであります。

1款総務費の4項収納向上特別対策事業費1目収納向上特別対策事業費、13.8%既定の予算から減じて、442万4,000円とするものでございます。3節の職員手当の35%の減であります。

次のページおあけください。

5項医療費適正化特別対策事業費、1目、同じく、既定の予算から19.5%、139万1,000円減じて、574万4,000円とするものでございます。大きなものについては燃料費を減としております。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費、既定の予算から28.5%減、1,096万8,000円を減じて、2,757万1,000円とするものでございます。療養給付費の減の実績によるものでございます。

次のページ、16ページをお願いします。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金でございますけれども、既定の予算から16.2%、252万円を減じて、1,302万円とするものでございます。出産一時金補正にもいたしましたけれども、見込みから6名ほど減ったということであります。

次のページの6款介護納付金1目介護納付金、これは既定の予算から1.3%減の91万6,000円を減じて、7,208万4,000円とするものでございます。

7款共同事業拠出金4目保険財政共同安定化事業拠出金、既定の予算から4.4%、789万5,000円減じて、1億7,252万4,000円とするものでございます。保険財政安定化事業拠出金の減額によるものでございます。

次のページをおあけください。

8款保健事業費1目特定健康診査等事業費、既定の予算から20.5%、278万4,000円を減じて、1,082万円とするものでございます。事業実績によるもので、看護師賃金等の減によるものでございます。

次のページをお願いします。19ページ。

11款諸支出金1項償還金利子及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金、既定の予算から19.8%減じて、144万4,000円とするものでございます。介護納付の還付金等でございます。

続きまして、承認第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の補正について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算総額9億2,722万円に歳入歳出それぞれ、率に申し上げますと、2.5%、2,343万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額9億378万6,000円とするものでございます。

次のページ、1ページですけれども、歳入を申し上げます。

1款保険料1項介護保険料、既定の予算に5.8%減じて、これが金額にしますと、559万4,000円を

減じて、8,967万1,000円とするものでございます。これは第1号被保険者保険料現年度分でございます。

2款国庫支出金、既定の予算0.8%減じます。214万2,000円を減じて、2億8,134万8,000円とするものでございます。大きなものについて、国庫補助金、既定の予算から1.5%減じて、177万9,000円減じ、1億1,483万5,000円とするものでございます。これは調整交付金現年度分の減でございます。

3款支払い基金交付金、既定の予算から393万2,000円減じ、2億5,591万1,000円とするものでございます。介護給付費の交付金であります。

4款県支出金1項県負担金91万円を増額補正し、1億2,761万8,000円とするものでございます。

5款繰入金2項基金繰入金、既定の予算46.8%減じて、1,267万6,000円減じ、1,438万5,000円とするものでございます。大きなものについて、介護給付費準備基金繰入金の857万1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の410万5,000円でございます。

7ページの歳出のほうをお願いします。

歳出でございますけども、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス費、既定の予算から1.8%減じ、2億6,896万6,000円とするものでございます。これは居宅介護サービス費の実績であります。

5目施設介護サービス給付費、既定の予算から1.6%、433万2,000円減じ、2億5,974万5,000円とするものでございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、既定の予算から36%減じて、84万7,000円とするものでございます。

8目居宅介護住宅改修費、既定の予算から35%、82万2,000円を減じ、150万5,000円とするものでございます。

次の2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、37万9,000円減じ、3,980万8,000円とするものでございます。

2項地域密着型介護予防サービス費、既定の予算から2万3,000円減じ、188万1,000円とするものでございます。

次のページおあけください。

6目介護予防住宅改修費、11.3%減じ、177万4,000円とするものでございます。介護予防の住宅改修の実績によるものでございます。

次の4項高額介護サービス等諸費1項高額介護サービス費、4%減の2,028万円とするものでございます。

2項高額介護予防サービス費、当初予算から100%減じて、高額介護予防サービス等の事業がなかったということでもあります。

次のページ、5項高額医療合算介護サービス等諸費1目高額医療合算介護サービス等費です。77万7,000円を減じ、122万3,000円とするものでございます。



6 項特定入所介護サービス費 1 目特定入所介護サービス費、既定の予算から63万2,000円減じ、3,736万8,000円とするものであります。これも同じく実績に伴うものであります。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費 2 目通所型介護予防事業費、87%減じた101万2,000円減じ、15万円とするもので、講師謝金、普通旅費、消耗品等の実績減によるものでございます。

次のページ、10ページお願いします。

1 項介護予防事業費 4 目地域介護予防活動支援事業費、既定の予算から47.5%、302万円を減じ、333万6,000円とするものでございます。大きなものについては事業費の46万2,000円、70%の減で、印刷製本費を実績がなくて100%減といたしました。消耗品についても44%減、燃料についても約50%の減ということであります。

2 項包括支援事業費 1 目包括支援事業費、23%、166万9,000円を減じ、570万8,000円とするものでございます。主なものについては、ケアマネジャー賃金でございます。当初予定した雇用から時間が中断されたのがありましたので、その分の減でございます。

次のページ、3 項任意事業費 2 目地域自立生活支援事業費、3.6%、39万6,000円減じ、1,064万4,000円とするものでございます。食の自立支援事業の委託費等でございます。

6 款諸支支出金 1 項償還及び還付加算金 2 目償還金でございますけど、既定の予算から15%減じ、1,461万8,000円とするものでございます。歳入のほうで申し上げたとおり、処遇改善特例基金の償還金等による減額でございます。

続いて、承認第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算総額のうち1億5,715万円に歳入歳出、4.2%の減になります。654万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,060万2,000円とするものでございます。

次の1ページで歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者保険料、9.6%減の290万7,000円を減じ、2,736万1,000円とするものでございます。特別徴収保険料、これは年金引き落としが主でございますけど、20万8,000円、普通徴収269万9,000円を減したものでございます。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金、既定の予算から2.4%減の294万7,000円で減じ、1億2,254万2,000円とするものでございます。療養給付費繰入金265万3,000円などであります。

4 款繰越金 1 項繰越金、既定の予算から3.1%減の53万4,000円の33万4,000円とするものでございます。

5 款諸収入 2 項保険料還付加算金、16万減じ、4万円とするものでございます。

6 ページをおあけください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、14.7%、15万減じ、86万7,000円とするものでございます。事務賃金の実績によるものでございます。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費、73%、27万3,000円を減じ、10万2,000円とするものでございます。

報償費の徴収報償金が大きなものと、通信運搬費の減でございます。

2 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、既定の予算3.7%、572万5,000円を減じ、1億4,899万5,000円とするものでございます。療養給付費基盤安定負担金と記載されてるとおりの金額であります。

3 款保健事業費 1 項健康保険増進事業費 1 目健康診査事業費、既定の予算から24万円、約29%減じ、59万8,000円とするものでございます。健診事業の委託料ということであります。

4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 項保険料納付金、80%減の16万円を減じ、4万円とするものでございます。過年度保険料の還付金の減であります。

先ほど、初めのほうでちょっと説明漏れがありました。当初の規定の歳入歳出予算総額1億5,715万円に歳入歳出それぞれ654万8,000円の千が抜けてたようでありました。不手際でおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

### ○ほーらい館長（平山浩司君）

承認第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額「8,411万7,000円」となっておりますが、「8,417万7,000円」の間違いです。どうも申しわけございません。8,411万7,000円掲載されておりますが、8,417万7,000円となります。

それでは、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の既定の歳入歳出予算の8,417万7,000円の歳入歳出それぞれ343万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,074万7,000円とするものでございます。

3 ページの総括の歳入をお願いいたします。

款1 使用料及び手数料は、補正前の額3,990万円から334万1,000円を減額し、3,655万9,000円とするものであります。

款4 諸収入408万1,000円から8万9,000円を減額し、399万2,000円にするものでございます。歳入合計8,417万7,000円から343万円を減額し、8,074万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。6 ページをお開きくださいませ。

歳出。款1 総務費項1 総務管理費目1 一般管理費でございますが、この中で減額補正となったものが、賃金64万3,000円、報償費4万4,000円、旅費5万6,000円、需用費61万5,000円、役務費3万8,000円、委託料12万円、備品購入費5万5,000円、負担金補助及び交付金5万1,000円、公課費1万4,000円で、補正前の額5,971万9,000円から163万6,000円を減額し、5,808万3,000円とするものです。

款2 健康増進事業項1 健康増進事業費の目1 健康増進事業費の中では、賃金26万6,000円、報償費7万円、旅費21万1,000円、需用費62万7,000円、役務費1万2,000円、委託料27万円で、補正前の額2,378万2,000円から145万6,000円を減額し、2,232万6,000円とするものでございます。

続きまして、款3 文化事業費項1 文化事業費の目1 文化事業費でございます。の減額としまして

は、報償費28万円、旅費5万6,000円、役務費2,000円、補正前の額67万6,000円から33万8,000円を減額し、33万8,000円とするものでございます。

特に今申し上げた中で需用費等におきましては、前年度を基準にしたということで、修理費とそういったものを組んであったんですが、修理等はなかったということで減額になっております。

以上、8,417万7,000円から343万円を減額し、歳入歳出予算の総額8,074万7,000円とするものでございます。ご審議のほどご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○水道課長（芳田勇人君）

それでは、承認第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額2億4,009万6,000円に歳入歳出それぞれ768万6,000円を減額いたし、歳入歳出予算の総額を2億3,241万円とするものであります。

6ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1款使用料及び手数料1項使用料及び手数料1目水道使用料、補正前の額4,740万5,000円に268万6,000円を減額補正し、4,471万9,000円とするものでございます。

6款町債1項町債2目公営企業債、補正前の額4,880万円に500万円を減額補正し、4,380万円とするものでございます。これは簡易水道事業債の減額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額3,381万1,000円に154万円を減額補正し、3,227万1,000円とするものでございます。

1款水道事業費2項原水浄水費1目原水浄水費、補正前の額3,275万2,000円に108万1,000円を減額補正し、3,167万1,000円とするものであります。

8ページをお願いいたします。

1款水道事業費3項配水給水費1目配水給水費、補正前の額377万7,000円に6万円を減額補正し、371万7,000円とするものでございます。

続きまして、2目の基幹改良事業費、補正前の額1億3,366万5,000円に499万5,000円を減額補正し、1億2,867万円とするものでございます。これは先ほど申し上げました西部地区簡易水道事業費の工事請負費の減額でございます。

2款公債費1項公債費2目利子、補正前の額1,077万円に1万円を減額補正し、1,076万円とするものでございます。

以上で、承認第6号の補足説明を終わります。

続きまして、承認第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益8,331万円に605万2,000円を減額補正し、7,725万8,000

円といたします。第2項営業外収益582万5,000円に13万5,000円を減額補正し、569万円とするものでございます。合計が8,913万6,000円に618万7,000円を減額補正し、8,294万9,000円とするものでございます。

続きまして、支出の第1款水道事業費第1項営業費用8,227万4,000円に585万8,000円を減額補正し、7,641万6,000円とするものでございます。

第2項営業外費用586万1,000円に58万円を減額補正し、528万1,000円とするものでございます。

第3項特別損失100万1,000円に25万1,000円を増額補正し、125万2,000円とするものでございます。合計が8,913万6,000円に618万7,000円を減額補正し、8,294万9,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款資本的収入第2項補助金3,791万2,000円に79万円を減額補正し、3,712万2,000円とするものでございます。

続きまして、資本的支出でございます。

第1款資本的支出第1項建設改良費1,406万9,000円に318万2,000円を減額補正し、1,088万7,000円とするものでございます、第2項企業債償還金2,991万1,000円に、これは補正でございます、合計が4,398万円に318万2,000円を減額補正し、4,079万8,000円とするものでございます。

あと職員給与費といたしまして、2,209万6,000円に1万9,000円を減額補正し、2,207万7,000円とするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認の上、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（常 隆之君）

これから、承認第1号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを質疑を行います。質疑はありますか。

#### ○13番（美島盛秀君）

承認第1号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての質疑を行います。

まず、29ページ、糖業振興費、目6の糖業振興費の節19負担金補助及び交付金の減額が353万円の減額になっておりますけれども、どういう対策をしてきたのか、これだけの減額ということは対策をしてないと思われましてけれども、伺います。

それと、特に次のページのメイチュウ対策、このメイチュウ対策に約58万3,000円が減額補正ですけれども、23年度で対策はやったのか、やらなかったのか、内容についてお尋ねをいたします。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

ただいまの質問にお答えします。

30ページ6目の糖業振興費の件でございますけれども、まず、19の負担金補助及び交付金としまして、このメイチュウ対策費は春植え推進ということで、春植え推進の目的は355haを目標にしてございまして、この実績で23年度の予算ですから3月31日までに春植えが植えられた面積が93.03haとい

うこととございます。それに対して支出したものが96万7,000円ということで、3月いっぱい予算でございますから、ここで落とすということとございます。

この3月いっぱい、なぜ93haに終わったかということですね、天候関係もあわせて、なかなか春植えが進まない。あとバレイショの掘りとり等で進まなかったということで93haと。今現在集計をとってるところでございますけども、今季春植えに関しましては、まだ集計がしっかり上がってない状況なんですけども、200ha、その辺でとまるのかなというような感じでございます。

あとはそれぞれのサトウキビの原料ほだとか、そういうものに関しましての220haを春植え、夏植え、2.2haの面積をやってるんですけど、これに関する事業の残ということとございます。

#### ○13番（美島盛秀君）

この補助の方法、手順ですけども、どのような方法で農家のほうに知らせ、あるいはどのような形の補助金だよという説明等をして、徹底したそういう補助金制度のあり方を農家のほうに示さないと、お年寄りがもう全然わからない、内容が。去年、議会でもメイチュウ対策いろいろ議論をしまして、町のほうにも要請した経緯がありますけれども、きちんとした形で広報なり、あるいは農家の皆さんにお知らせしないと、徹底したこういう補助事業の消化はできないのではないかなと思うんですけども、そういうような内容をどれだけの補助をしているのか、どういう形で補助をしているのか、説明をお願いいたします。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

まず、広報ということとございますけども、まず、やった広報に関しましては、春植え推進農談会ということで、南西糖業さん、農協さん、共済組合さん、あと町、あるいは町糖業振興会という組織で、春植え推進農談会というものの中でしっかり説明をしていってるとのことです。

あと一つは、経済課通信っていうものがあるんですけど、その経済課通信で広報したりだとか、あるいは関係機関への周知ということで、春植を推進してきた中で、3月31日までに植えられた春植が93haであったということとございます。

#### ○13番（美島盛秀君）

その面積に対して、その除草剤、除草剤じゃない、駆除剤そういうのを直接配布するのか、申請を受けて金額でやるのか、そこらあたりの補助の出し方を伺います。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

補助の出し方においては補正予算の補正のときでも皆さんに説明したように、10アール当たり1,000円の助成をしますと、オンコル剤を購入したら1,000円引きますと。農協さんで購入した分に対して引きますという形でやってございます。

#### ○13番（美島盛秀君）

3月いっぱい春植をして、そこで使った薬剤の、そういう費用について農協からその証明持ってくれば、その分は役場で直接支払いするということですかね。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

支払いの方法に関しましては、農家さんが通常、農協さんの窓口、購買の窓口を訪れて、春植えしますということで購入した薬剤に関して、窓口のほうで1,000円差し引いた金額を農協さんからその1,000円分を町のほうに請求書が来るという形でございます。

○13番（美島盛秀君）

3月いっぱい春植えはする、4月までまだ延びてますけども、春植えをすれば、その後はもう農協から自然に請求が来るということですね。春植えとか、一々言わなくてもできるような、そういうシステムをしないと、お年寄りなかなかそういう周知徹底した手続とか、そういうのが要領をわきまえてないんですよ。お年寄りがこういう補助事業があるみたいですけど、余り薬が高いから入れられなかったとかいう相談を受けるもんですから聞いてるんですけども。そういう簡素化された、そういう説明を農家のほうにもきちんとしてほしいと思います。

それから、32ページ、続けていいですか。32ページ。

○議長（常 隆之君）

13番、美島君、差しかえをしてありますので、間違われないようにしてください。

他に質疑ありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

20ページの6の男女参画事業費、報償費が6万円減額となっておりますが、この1年間男女参画事業等で計画されただけなのか、これ報償費そのままをされて、どのような事業でどういった推進をされたのか、お尋ねをいたします。

○副町長（中野幸次君）

男女共同参画については担当がまだあれですので、私のほうからお答えいたします。

これにつきましては県の研修会等の費用や、あるいはまた講師を招いての研修会等がございまして、その費用でございます。さらにどういう活動してるかということですが、庁舎内において月1回ずつの会合を持って、どういうぐあいに啓発していくか、また、庁舎内の取り組みをどうしていくか、こういったことを活動としてやっております。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ男女平等の扱いをしていただきたいと思います。

次に、22ページ、キュラシマ出会い支援事業費、400万費用弁償が減額されてるんですが、この事業400万減になって、事業に支障がなかったのか。希望者の減という説明でしたが、実績はどうなのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

この旅費についてですが、まず、東京から10名とか、大阪から10名、鹿児島から10名とか募集しておりましたが、実績においては愛知県から3名、神奈川県から2名、埼玉県から1名、沖縄県から2名、合計8名という形でありましたが、この旅費についても全額支給じゃなくて、半額を支給

することにしまして、島内含めて十三、四名ぐらい出席したわけですが、県外からはこのような状況となっております。

○10番（杉並廣規君）

今言ったこの事業に対して、これだけ約半分の事業費が減になったわけですが、事業に支障がなかったのかどうかということを知りたいです。

○企画課長（牧 徳久君）

事業については瀬田海浜公園で、農高跡地で行ったんですが、事業そのもの自体については支障はございませんでした。1人が既に島に成功というか、来ておまして、事業もスムーズにいったものだと思います。

○10番（杉並廣規君）

次、25ページ、目6の障害者福祉費の心身障害児の小規模通園事業負担金24万8,000円減額となっておりますが、対象者が何名ぐらいおって、十分これは広報等されているのかどうか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

心身障害児の小規模通園事業の負担金の24万8,000円減ということですが、事業費として計上してありますけれども、対象者が出てこなかったということで、これは対象者出てきたときの備えということで一応毎年計上して、その実績において減額しております。心身障害児の他のデイサービスとか医療支援事業の中でも対処できますので、この心身障害児のこの事業については実績がなかったということで、一応毎年計上して実績落としているという状況にあります。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ十分な広報等していただきたいと思います。

次に、27ページ目3、私立保育所費、わかば保育所の児童措置負担金が527万1,000円、いせん保育所が385万1,000円減額なっていますが、ぜひ、こういうものは、もう少し入所者をはっきりして、無駄のないような予算編成をしていただきたいと、このように思っております。答弁は要りません。

それから28ページの5地域グリーンニューディール基金事業費、海岸清掃賃金が44万1,000円減になっているんですけども、これも答弁は要りませんが、例えば、沖のほうから海岸を見て、そういう逆のほうから見た清掃と、海岸線には、ロープや浮き何か、ぶら下がってる、外からと沖から中を見た場合、やはりよくないんじゃないかなと。1年たってもそのまんまになってる。よく、そのパトロールの軽自動車、横線を走ってますよ。けども、そういうこともぜひ今後、検討していただきたいと思います。

次に、35ページの1目の住宅管理費の13委託料90万円、公営住宅明渡訴訟弁護士委託料ということで、当初、計画されたもの、そのまま減になってるんですが、公営住宅は、今年は徴収率は100%徴収されてるのか。当初、予算そのまま減になってるのは、他に何も問題がなかったのかどうか、

お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の、杉並議員のご質問にお答えします。

23年度の現年度分の徴収率が、現時点で92.4%、過年度分が7.6%とかなり低いんですが、この訴訟費用や明け渡し委託料等は、使わなかった理由と申しまして、何回もこう説得して歩いて、分割でもして払うよってというような返事があったり、また、徳之島町、両町はどうなってるのかなということで話を聞きましたら、家庭裁判所から調停関係の手順なんかを聞いてみて、こういうやり方したら、金は余り使わなくてもできるよってということで資料をいただきまして、こういうふうに進めたらどうかってということで、私、1月から来たんですけど、1月以降はそういうことで、勉強会等をやっているとあります。

○10番（杉並廣規君）

最近、来られたということですが、これは、裁判費用と町長の専決処分してて、もう2年、3年前からしているわけです。だから、最近来たからどうのこうのじゃなくて、これ、十分、自分の担当するところの事業については、十分把握し、100%徴収に最善の努力をしていただきたいと。終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○5番（明石秀雄君）

21ページです。目の12緊急雇用創出事業の賃金が181万6,000円減額になっております。これは、雇用する人がいなかったのか、その必要性がなかったのかお伺いをします。

○企画課長（牧 徳久君）

緊急雇用で賃金がしてるわけですが、これは、実績の点でありまして、当初、国民健康保険徴収促進・適正化事業ということで、国民健康保険のほうに3名、それから町史データベース事業として、企画課に2人ということで計画しておりましたが、これについては、当初予定から180万円減額になってるわけですが、もろもろ含めて休みとか、こういったのを勘案して雇用したということになっております。

○5番（明石秀雄君）

休みがあったために、結局、よしとしなきゃいけません、事業が途中でとまったりしたんじゃないかなと思って質問したわけですが、それから、各課のところ、今回、目の27が減額されてるところが、見られるんですが、重量税は、年間ぴしゃっと決まっておりますので、減額する理由はないと思いますが、各課とも、もしやっとなるところがあれば、今後、そういうことのないように予算計上には、十分注意をしていただきたいと、まず、要望しておきます。もう、減額して1,000円とか5,000円減額されてるのがありますので、こういうことがないように、自分のところの車のあるところは、保険料と重量税は年間幾らだと決まっておりますので、その分だけ計上していただきたい。小



さいようですが気をつけていただきたいと思います。

それから、へき地保育所の26ページです。へき地保育所の保育士の賃金が130万減となっておりますが、これはどういう理由なのか。わかれば。

○町民生活課長（西 吉広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

22年度に、上面縄保育所が1歳未満時が多かったために3名体制を取っていたため、23年度もまた、未満児が、だれかが入るんじゃないかという当初のあれで組んであったんですけど、未満児が少なかったということで、1人保育士が減ということで、この30万円の減額となっております。

○5番（明石秀雄君）

28ページ。予防費で、19負担金補助、子宮頸がん予防ワクチン151万、この予防接種の交付金が564万2,000円、3つで。これは、事業の終了したのはいつごろに終了したのか、わかれば。

○保健福祉課長（松田一郎君）

この3種の事業については、もう5月から始まって3月まできてるわけなんですけれども、広報等で、またピックアップなどして通知出しておるんですけども、なかなか受けられない方もいるということで、カウント数の中では100%カウントしてあってはおりますけれども、中で、やっぱり理解がないということで、強制はできずに、案内を出しておるわけなんですけれども、なかなか3回できなかったというのがあります。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

これは年間を通して、ずっと希望者があれば、接種の補助が受けられるということですか。一定期間定めてやっておるのか、それとも。

○保健福祉課長（松田一郎君）

サイクルとしては、4月の契約時点から1年間サイクルで周年ということでありませう。

○5番（明石秀雄君）

1年間サイクルでやってるんであれば、3月にならないと精算が出ないというのも考慮されますけれども、期間が定められてやっておるんであれば、終了時点では、精算もしておるんだと思います。

他の事業のほうでも言えることなんです。事業が終わったら、速やかに精査をして精算をして補正をするなりしないと、3月、今になってこういうのが出てくると、予算が無駄になってしまう、その年度の。そういうことで言うておりますので、ぜひ、他の対象しているところは、事業が終わったら、その事業の精算をちゃんとするというように心がけていただきたいと思います。

それから、畜産30ページに移ります。

畜産12目の負担金のところ、畜産基盤再編総合整備事業負担金190万ですが、これはちょっと大きいのでお聞きしたいんですが、これは事業の減ですか。それとも他に問題があったのかお聞きしま

す。

○経済課長（樺山 誠君）

畜産基盤再編総合整備事業に対しましては、2地区事業したんですけど、事業の中の減ということでございます。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

これは、事業の終了は、これも年間通じてやってるってことですか。それとも期限を切って、例えば、工事であれば施行から終了まで定まっておるのか。それとも年間を通じてずっとやっておるのか。

○経済課長（樺山 誠君）

この事業に対しまして、鹿児島県の地域振興公社が行ってる事業でございまして、工期を設けて事業をしてるということです。

○5番（明石秀雄君）

ぜひとも、やっぱりこれも工期が決まっておるわけなん。終わったら速やかに精査をする、精算をするというふうに努力をしていただきたいと思っております。

それと、先ほどのメイチュウの補助金の問題は、これは上のところです。メイチュウ対策費の258万ですが。去年の6月、5月だったのかな。議会があったときに、私は経済課の職員も交えて、メイチュウ被害が出てるところ、視察してるんですよ。経済建設常任委員を伴って。だからこれが、蔓延すると、大変なことになりますよと注意してるはずなんですけど、このように、今年の甚大な被害が出ました。

しかし、お金があるのに、これを使わずにして残してしまった。この責任は、経済課にあると思いますが。どうい、今年もまた同じようにこれは出てくると思いますが、適切に、農家に対しては、もう、くどいようですが、手を引っ張ってでもいって、その対策ができるような体制を整えていただきたい。これはもう答弁要りません。ぜひやらないと、来年また同じことの繰り返しですので。これだけお金を残すのであれば、そういうことはやってほしかったんですけど、もう、事業も終わってしまったし、ことしも終わりますので、要望だけにとどめておきたいと思えます。

それから、他のところも総合して言えることなんですけど、負担金、これは大体、予算計上する前に、それぞれの団体から、幾らですよ、幾らお願いします、計上してくださいと、恐らく来てると思えます。今、なくて、これの負担金が減額されてることは、僕は、途中で計算して取ることは別ですけども、ほとんどのところは、負担金と補助金は前もって連絡が来て、これだけ予算計上してくださいと言われてるはずなんですけど、やはり、年度末にきて、それぞれ1円落としてるところもあるし、10円落としてるところもある。これをやはり、こういうことは小さいようですが、気をつけていただきたい、今後は。それぞれの課、自分ところ見てください。負担金のところ、補助金のところ、恐らく、今年も来たはずですよ。それぞれ団体から。こういったものを一つ一つ解決

して、今年、24年度は解決していただきたい。なくしていただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

先ほどからの35の住宅のところです。

裁判手数料と弁護士のところ、同じことなんです、今の滞納者リスト中で、これは裁判の必要があると思われる件数がわかれば、何件ぐらいあるか教えてください。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

3月31日時点で、高額滞納者っていうのが、60万を超えてる人が13名います。この方たちは、もう一回検討していきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

その方たちは、普通の皆さんが、今やってる徴収の体制で、徴収はできると見込んでいるわけですか。

○建設課長（中熊俊也君）

夜間徴収等してますと、今まで払ってなかった方が分納を始めたり、また、分納中の人もいたりしてまして、ためたというか、ためさせた、役場建設課も悪いと思いますが、ためたその住宅に住んでる方も悪いんですけども、これからこういうことがないように、頻繁に足を運んで、少しでも過年度分の滞納分が徴収できるように頑張っていきたいと思っています。

そしてまた、先ほどもお話しましたとおり、調停手続を取りまして、簡易裁判所から呼び出しをしたりしたら、徳之島町からの情報なんですけども、かなり支払う人が出てくるよということで、そういう話もありますんで、そういう手続も取りながら、どうしても厳しい場合は、裁判手続を取らざるを得ないと思っていますとこであります。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、できたら裁判を避けたいと。それは、みんなが承知してるころだと思いますが、ぜひ、いつもここに予算計上して、また、年度末に減額をするということの繰り返しでは、一向に進みませんので、ぜひ、調停なり、夜間、どちらかを選択をしても、どっかでは、やっぱり一線を引かなきゃいけないんじゃないかなと思ったりもしてるんですけども、もう24年度から、また条例もできましたので、ぜひそういう情報を併用しながら徴収というのは全力を尽くして頑張っていきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

承認第1号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、承認することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩 午後 0時08分

---

再開 午後 1時06分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、承認第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

8ページ。款1国民健康保険税、目の1の一般被保険者国民健康保険税、並びに2の退職者国民健康保険税についてお尋ねをいたします。

当初で予算編成し、最終でこのように約3分の1が減になってるんですが、町長、素晴らしい予算編成だとお考えですか。

それと、ここはずっと赤字なんですけれども、それに対する町長としてのお考えがあればお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

杉並議員のご質問にお答えいたします。

この補正減がなされた理由に関しましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今おっしゃったとおり、歳入については、調停に対して、収入は今のところで83%の徴収率と、過年度分についても、まだ15%程度ということで、大変厳しいものがありながら、その中でおっしゃ

るとおり、計画がなされていないかといえおっしゃるとおりでありまして、長年来の問題点だと自覚しております。この中の給付費なんかについて精査しながら、今後、やっぱり対応していかなければ国保自体の運営が大変厳しいものと思っております。伊仙町のみならず、全国のほうで国保の運営については、国の負担すべきところは負担していただきたいという要望書を各地から出てはおりますけれども、国のほうも、今後、対策を講じるやにも聞いておりますけど、今の段階では、その見通しが立たないというのが現状であります。

極力、今、夜間徴収とか、そういったものに取り組んで、申告のあり方とか、優秀事例町村も見ながらも、要するに申告が従来どおりの思うとおりにいけば、国保税についても大分改善されて、こういったことはないかなと思っておりますけれども、まだまだ不十分のところは否めません。今後、反省して頑張りたいと思っております。

#### ○10番（杉並廣規君）

町長として、この国保会計について、何か対策等はお考え等がありますでしょうか。ありませんか。再度お尋ねいたします。

#### ○町長（大久保明君）

今、松田課長が答弁したとおり。このことの要因は、幾つかあると思います。

この、伊仙町が人口比率に関しましても、高齢者比率が34%前後だと思えます。さらに率は上がっていくと思えます。

そうした中で、1つは、今も話が出たとおり、この国保の被保険者の方々が、この申告をしっかりとした場合、この調定額は、飛躍的伸びると思えます。これは、この前の試算では、大体1億前後までいくのではないかというふうに思っております。

ですから、この過去に、いろいろその伊仙町が、町民所得が、今回も1人当たり138万円というのが出てますけれども、例えば、これが、農業生産額をしっかりと申告した場合に、約220万か30万ぐらいいまではなくなるのではないかと思います。それが、国保税の賦課にも同じような形で、農業所得だけで4,000万前後、バレイショだけでですね。それは、あらゆるのを含めると国保税の賦課も1億前後上がるんじゃないかというふうな試算をしております。

そのところを町民にしっかりとやっぱり理解していただくと、また、保険税を、国保税をもっともって上げていくことも大事だと思います。

それから、伊仙町は、いろんな基金が厳しい状況にあります。これは、他の自治体は、ほとんど、まあ伊仙町だけがこのように国保会計が表面上苦しいですけども、他の自治体も同じような悩みを持って、ただ、基金を繰り入れて、その表面上は赤字じゃないというふうなことを操作をやっているのが現実ですから。それは、さておいて、これからどうしていくかということに関しては、伊仙町、ほーらい館を含めて、健康増進を進めていくと、そして、予防を徹底していくということがもっとも重要な方法だと思っております。

この、今、国保関係の方々に関しても、もっともって健康増進、伊仙町が長寿でなくなってきた

と、それは、食生活の問題、それから運動不足の問題など、改善していくことが大事だし、このことを町民に、やっぱりしっかりと説明をしていくということが大事だと思います。農業所得を上げていくという説明はしてますけども、今回、町づくり座談会は、今、東部地区、終了しましたけれども、町民の意識も大分変わってきて、財政も非常に厳しいという中で、やっぱり受益と負担ということに関して、かなり責任を持って、住民も発言してきているような傾向にありますので、さらに説明をして、みんなで、この国保会計のことなども理解していただくということが大事じゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、このまま何もせずにしていくということではできませんので、議会の方々の意見もまた聞いて、議論をしながら、国保運営審議会などで、さらなる前進した方法をつくりだしていくということが大事です。

いつも行財政対策協議会の中でも、審議会の中でも、いろいろ議論をしてるし、今後もしながら、解決策に向かって最大限の努力をしていきたいと思えます。

#### ○10番（杉並廣規君）

町長の答弁はすばらしい答弁ですけれども、所得が1億円ぐらい上がると。今でも83%です。税金上げるともっと取れない。そのとも真剣に考えていただきたいです。

もう一点、今、町長が、ほーらい館で健康増進をしていくということですが、介護保険料1号保険者、徳之島3町で伊仙町が一番高いんです。そこまでわかってるんですか。全然、3町で、ほーらい館で、健康づくりをして健康増進を図っていけば、1号保険者の保険料が下がっていくのが当たり前、今、徳之島3町で、今年のある見てごらん、新聞、一番伊仙町が高いんです。矛盾したことじゃなくて、真剣に考えていただきたい。終わります。

#### ○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。（発言する者あり）

#### ○12番（上木 勲君）

今のちょっと、国保のこの問題が、繰入金の問題だったんで、あれなんですけども。

これ、今年はこのふうにして繰り入れしてなんとか、あれなるけれども、こういうふうなことが続くと、今のその財政状況では、来年当たりから、もうとにかく繰り入れする資金もないと、もういわゆる繰上充用金で赤字をずっと垂れ流しでいくということしかないかと、こういうふうな私は危惧もするんですけど。ぜひ、この国保の、こういうことの、国保運営委員会もですけども、こういう問題についてもっと本当に、今、こういうことに対して、対策とかいろいろ考えなければ、もう来年になってからあれしたら、私はもう遅いと思うんですよ。そういうことについて、ちょっと、どなたかそのちゃんとした説明をしてくださいよ。

現実に、繰上充用していくしかないわけだから。来年からのこの財政状況を見ても、恐らくこういうの繰り入れ国も、何も、もっと大きな全部この予定の中で、もう捻出できないと思えますよ。まあ、それらのことについて、ちょっと答弁を、考えを聞きたいと思えます。

## ○保健福祉課長（松田一郎君）

繰入金についてですね、23年度については当初で5,000万で……

5,000万として8万4,000円の合計で9,084万4,000円を一般会計のほうから繰り入れしてるわけですが、この3年間、1億超えてる大きな繰上金があるということは、大変なこれは町民の皆さんに負担をかけているってのは事実であります。それを別に解決するためには、先ほど言った、所得の向上とかもありますし、軽減世帯の割合も大島郡を調べてみますと、一番やっぱり高いんですよ。大和村に次いで軽減世帯割合も高いということは、結局、所得が低いということになるわけですよ。そういったところも含めて所得向上を目指しながら、その中で急には解決できませんけども、徐々にそういった方向策を生み出しながら、その後の滞納されてる方のサービス制限とか、払っていただけない方には、条例に基づく厳しい措置、資格の交付とか、短期保険証の交付とか、そういった制限条例を厳しくやっていく中で、払うべき義務については払っていただくというような方向づけをやらないと、今後、さらに難しさがあるかとは思っております。最近の雇用情勢も大変ですけども、それにあぐらかいているわけにはいきませんので、そこんところは十分、運営審議会の方、委員たち等交えて、所得割、平等割、こういったことについての見直しも、今後、考えていかざるを得ないかなと思っております。

私のほうからは以上、答弁いたします。

## ○12番（上木 勲君）

今、課長にはサービス制限ということ、お話でもあるんですけど、しかし、弱い人は、病院にも行けないというようなことで、そのサービスの、制限することでは、また問題外だと思うんですよ。全国どこでも、この国保制度の、制度そのものの問題点もそりゃあ、あるかもわかりませんが、しかしどこでも保険はもう全国どこでも一般財源から繰り入れして、何とかその健康を守るためやってるわけだから、伊仙町もそういうようなことでいけるようなやっぱり方法を、みんなで考えていかなきゃいけないと思うんですよ。その辺のことについて町長、ちょっと、考え何かをお聞かせください。

## ○町長（大久保明君）

町のほうも、さらなる自主財源の確保ということを全力で取り組んでいかなければいけないと思います。

職員もそうですけど、町民もやはり、この行政に全責任はあるんですけども、そのことを町民に今まで厳しく指導してこなかったそういう甘いところもありましたけれども、町民に厳しくしていくということは大前提であります。

そして、この自主財源がふえていくためには、やはり、定住人口をふやしていくとか、いろんな観光政策、農業政策を進めていくと同時に進めていかなければ、これはますます厳しくなるばかりですので、そういう2つの方法と、もう一つは、やはり、今、不必要な介護を受けてる人とか、入院してる人とか、そういう人たちを、自立できるような形にどうしたらいいかということを考えて

いかなければなりません。介護保険の問題ですけれども、その介護をどう改善していく、いけるためには、どのような方法を取っていくか、まず、もっともっと真剣に施策を打ち出していくということが大事です。

この前から、保健センター、保健福祉課、包括支援センターなどとも話をし、伊仙町が介護保険の受給率が25%前後だということで、他の自治体より少し高いなどということも、もっと厳密に精査というか、申請を、審査するときに、審査員の方々に厳しく要望して行って、していかなければならないと思っております。そのように考えておる状況です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

承認第2号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

これから、承認第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。



お諮りします。

承認第3号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、承認することに決定しました。

これから、承認第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。

承認第4号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、平成23年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、承認することに決定しました。

これから、承認第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

このほーらい館、これは、5ページの歳入のほうで、使用料334万1,000円が減額補正になっているんですけど、その使用料というのは、どういうふうなあれですか。会員とか何とか、その辺ちょっとお聞きします。

○ほーらい館長（平山浩司君）

上木議員の質問にお答えいたします。

使用料の中には、会員登録料及び会員の月会費、有料教室会費、スイミングの会費及び登録料、とあと、都度使用料、文化施設の使用料、他使用料となっております。

以上でございます。

○12番（上木 勲君）

1人でよう、ほーらい館、よく新聞を読んだり、一応行くわけですけども、町内の人が大分多くなつるので、利用者さんも多くなつるかと思うとつたら、こういうふうになくなって。

この町内の会員に、いわゆる利用する人の状況は、どういう状況ですか。町内。

○ほーらい館長（平山浩司君）

きのうも24年度の第1回目の審議委員会を行いました。その中で、一般会員、教室会員、全会員という形で、分析等を行ったわけですが、今、議員のおっしゃるとおり、徳之島と天城町の会員がふえつつあります。

町内のほうにおきましては、中部地区のほうが多いんですけど、まだ東部、西部等がまだなかなかという形で、今後また、今、座談会等で一生懸命アピールをしながら会員獲得に今、努めているところでございます。

○12番（上木 勲君）

やはり、ぜひ、町内あるし、あれだから、町内でも利用者を、会員をとにかくふやすように、もっとこう努力をしていただきたいと、何ちゅいうん、期待して、一応これで質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質問はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

各集落の無料の体験ですか、あれをやって1年間たって、23年度やっていたようですが、その結果、町内の会員がふえたのかどうか、その実績がどうなのかということをお伺いします。

○ほーらい館長（平山浩司君）

無料開放についてでございますが、過去2年ほど実施をして、現在も実施をしてるんですけど、無料開放することによって、ほーらい館を経験していただき、それによって利用していただければということなんですけど、今のところ、なかなか、来てる方、1回来ていない形でございます。今、ちょうどまだ、この無料開放については、さらにもう一度、自分たちのほうでも考えを見直して、今後、まだいい方法がないかと、これを今、検討中でございます。

○5番（明石秀雄君）

2年、結果的に実施したわけですが、その結果が出なければ、私、早目に無料開放やめたほうがいいと。ということは、やっぱり、人が入ることによって、水も消耗するし、電気もそれだけ使うわけで。使うぶんは、結局、赤字になるわけですよ。その分、使ってる分。早くそのけじめつけないと、いつまでも同じことして、結果が出ないことやってても赤字がふえるだけですので、早目に決断をしていただきたいということ、まず申し上げて、終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○13番（美島盛秀君）

6ページの歳出。

一般管理費の節7、賃金、清掃賃金が64万3,000円減額になってるんですけども、ああいう公共施設で清掃賃金を減額するということは、ちょっとこの前のレジオネラ菌の検出等にも関係がしてくると思うんですけども、こう全般的に見ても、ああいう公共施設で減額が多過ぎる。そういう中で特にこの清掃賃金、なぜこれだけ減額なっているのか。今までの経過、内容について説明を求めます。

○ほーらい館長（平山浩司君）

当初、清掃賃金ということで、30万円×12か月で360万円ということでしたけど、私の聞いたところによりますと、非常に申しわけございませんけど、今ここに、清掃賃金とうたってあるんですけど、あと、賃金の欄のところで、清掃賃金、運転手賃金、受付事務賃金、受け付けの事務賃金、別々に4つの種類が入っておりまして、その中の、一つ一つの受け付けの事務賃金とかそういったものもこれにも含まれているということで、ここに清掃賃金ということであってあるんですけど、中身を精査してみたところ、他の分も入っているということでございます。

さらに今ありましたように、その清掃賃金につきましては、話にも出たように、清掃管理を徹底するというので、今、また非常にまた職員のほうに叱咤激励をしながらやっているとございます。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

レジオネラ菌が検出されたということで大騒ぎになったわけなんですけども、今後、こういう病原菌等発生すると、大きな影響が出てくるものだと考えられますので、ぜひ清掃徹底するように要望をいたしておきます。

それと関連いたしまして、25年度に向かって、今年度は民間委託をする準備をするということ、町長もはっきり言っておるわけなんですけども、現段階で、どのような計画がなされているのか。この24年度内で民間委託が実施できるのかどうか伺います。

○ほーらい館長（平山浩司君）

指定管理者制度の導入についてなんですけど、大まかに申しますと、今現在、あした申し込みの中に、100%補助事業の先導的官民連携支援事業というのがございまして、これは、こういった官公庁関係の指定管理者制度をサポートする事業でございまして、今、この申し込みの手続を行っているところでございます。

その中におきましても、公募を9月あたりに行いまして、12月の定例議会の前には選考を行いまして、12月の定例議会に議案として上げる形で、今、今年度中で、指定管理者制度については、導入の体制を整えたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

今朝、私、ほーらい館の遊具見たんですけども、その遊具の安全管理、運営、そのあたりはどこが管理をしているんですかね、伺います。

○ほーらい館長（平山浩司君）

遊具の施設の整備につきましては、徳之島交流ひろば活性化事業という形で備品購入は行っているという形でございますが、先般、企画課のほうから、事業は、管理のほうは、ほーらい館でやってくれということで、はいかしこまりましたということで、今、ほーらい館のほうで管理を行うということで。

広報の、ホームページのほうに、いろんなこと、ちょっと、意見箱のほうにまたありました。

その中に、芝生の検討、そういったところ、管理をしながら、子供たちが安全で有意義に遊べるような施設の管理という形でほーらい館で十分管理をしたいと思っております。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

今朝も8時ちょっとすぎ、子供がもう来て、3人ほど遊んでいました。時間外に遊んで、もし、けが等をしたらどうするのちうて、ほーらい館の職員に聞きました。それが大変なんですよと、時間外に来て遊んだりする子供たちいるというんですけど、そういう規制、規約、利用状況、そういうことをちゃんとした定めは、規約等つくられているのか伺います。

○ほーらい館長（平山浩司君）

今、議員のご指摘にございましたとおり、今のところ、この間、ちょうど、その話を引き継ぎをしたばかりでございます、まさにおっしゃるとおりでございます。安全面に対して、何かあったら補償ということも起こりかねないと思えます。

それに対しましては、そういったちゃんと施設整備、補償等そういったもののあり方をちゃんと、また広報等で伝えるという形でいち早く取り組みたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、町の中心に、ああいう立派な施設をつくって、お客さんが集まらなければ運営もできないような施設でありますので、そういう安全面、管理面、徹底してきちんと町民にあるいは島民に広報をして、あとあと、問題を残さないような運営を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。

承認第5号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

これから、承認第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。

承認第6号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、承認することに決定しました。

これから、承認第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。

承認第7号を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、承認することに決定しました。

△ 日程第10 議案第29号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

これから、議案第29号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第29号について提案理由の説明をいたします。

議案第29号は、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第29号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額2億7,786万9,000円に、歳入歳出それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,286万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

5款諸収入2項雑入1目雑入、補正前の額1,000円に500万円を増額補正し、500万1,000円とするものでございます。これは、県農村整備課からの水道管移転補償費でございます。

続きまして6ページお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款水道事業費3項配水給水費1目配水給水費、補正前の額482万9,000円に500万円を増額補正し、982万9,000円とするものでございます。これは、先ほど申し上げました農村整備課の水道管移転補

償工事請負費でございます。

以上で補足説明を終了いたします。ご審議の上、採決、お願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから、議案第29号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第11 議案第30号 平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・付属棟建築工事）請負契約

○議長（常 隆之君）

日程第11 議案第30号、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・付属棟建築工事）請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第30号は、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・付属棟建築工事）の請負契約について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの議案第30号につきまして補足説明をいたします。

平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・付属棟建築工事）請負契約について。  
工事名、同じく平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・付属棟建築工事）。

工事場所につきましては、大島郡伊仙町目手久地内。請負契約額につきましては1億7,445万7,500円と。契約相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地、渕上建設工業株式会社代表取締役渕上平八郎でございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

**○議長（常 隆之君）**

これから議案第30号について質疑を行います。

**○12番（上木 勲君）**

12番、上木でございます。

まず、そうだな。よくこれ、この事業の伝統伝承文化の発信、徳之島発信基地だということは私もよく理解し、評価もしているわけですけども、ところがその、メインになるのが闘牛場ということであるわけですけども、そこでこの闘牛のことについて、今、いろんな役場の文書なんかを見てみても、伝統伝承文化だというふうな記述がずっとあるんです。ところが、これまず、教育委員会の担当だとか所管だとか持ってます。私は、聞いておるんですけども、この徳之島の闘牛が、新潟や壱岐のように、その他の、他の地域のように、本当にその、伝承伝統文化の無形文化財に登録されているのか。あるいは、される条件があるのか。そのことについて、何かあいまいであるので、私自身が、ちょっと理解できない。ちょっとその辺のことからまず詳しく説明をしてください。

**○議長（常 隆之君）**

上木議員に申し上げます。請負契約について質疑を行ってください。

**○12番（上木 勲君）**

12番。

その辺のことがあいまいでは、この事業の採決できないですよ。このことは。その辺がはっきりしないもの。その伝承伝統文化ということで、ずっとこれを、ずっと出てるけれども、ところがそれが伝承伝統文化であるのか。登録されているのか、そしてあるいはこれからされるのかと、その辺のことについての、やっぱりその親切な説明が必要だと、それもあいまいにして、それをその採決をしてくれと言われても、これはできないですよ、これは。

**○議長（常 隆之君）**

再度申し上げます。請負契約について質疑を行ってください。

**○12番（上木 勲君）**

説明してないし、私は議会議員もわからんのに、それをあんた採決できないよそれ、考えてごらんよ。

**○議長（常 隆之君）**

12番、上木君の質問をここで停止します。



他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第30号について討論を行います。

○12番（上木 勲君）

私は、今のその伝承伝統文化というようなこと等、伝統伝承文化というのは、いわゆる教育でもって、学問でもって、いわゆる伊仙町の住民、あるいは住民を、先導をする、いい方向にですね、伝承伝統文化、例えば面縄通り、ミケヅノ通り、そういうな、先人がやった、そういうものをもって、住民を正しい方向に、情緒豊かな町民をつくるために、伝承文化で、発信基地だと、そういうようなことはわかるけれども、それであれば理解はできる。ところが、角を研いで、相手を、とどめを刺すやり方で、それをやるというような、今のような、皆さんがするそういうような論議も何もしない、そうやって、きのう二、三日前に東京から来た婦人が言いました。そういうことをやって、東京関西あるいは何かを、徳之島に招いてそれを見せたら、みんなあんた卒倒するよと、こういうことでした。それはひいては、徳之島のこれからの、徳之島の名誉と尊厳にもかかわる問題だと思いますので、私は、そういうような内容が、はっきりしないことには、この問題は、次回へ、採決して執行すべきでない。私は反対だ。反対討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。しがたって議案第30号、平成24年度徳之島地域文化情報発信施設整備事業（本体・附属棟建築工事）請負契約は可決されました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回伊仙町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 永 岡 良 一

伊仙町議会議員 清 水 喜玖男